

紹介基本契約書

（以下「甲」という）と株式会社リノキノ（以下「乙」という）とは、乙が甲に対して求職者（「丙」という）を紹介する有料職業紹介に関する基本事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を結ぶものとする。

（職業紹介）

第一条 1、乙が甲に対して丙を紹介し、甲が丙を自ら選考の上、採用を内定した場合は、乙を介して、丙に対して内定通知書を交付する。
2、甲は、丙を採用する場合は、自らの責任において、法令の定めに従い丙に対して労働条件通知書を交付するとともに、雇用契約書を締結する。
3、丙の採用内定後、甲の事由によりその内定を取り消す場合は、甲は乙に対し下記の紹介料の 50%に相当する金額を支払うものとする。なお、内定取消の可否等については、甲乙間において協議・解決されるものとする。
4、本契約の内容について、甲乙間で書面により別段の合意をした場合は、当該合意の内容が本契約の定めにより優先して適用されるものとする。

（紹介料の支払い）

第二条 1、甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合は、乙に対し紹介料を一括で支払うものとする。紹介料の支払期限は、別段合意がない限り、甲は、丙の入職日から翌月末日までに、2項に定める紹介料及びその消費税を乙の指定する銀行口座に現金にて振り込むものとする(振込手数料は甲の負担とする)。
2、紹介料は、丙の理論年収の25%相当額(消費税は別途)とし、理論年収は常勤・非常勤の別に応じ下記の方法により算出する。
【常勤職員紹介料算出方法】
理論年収=「月額固定給×12ヵ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」
月額固定給=「基本給+家族手当+住宅手当+職務手当+その他諸手当」
【非常勤職員紹介料算出方法】
理論年収(非常勤)=「時給×時間/日×労働日数/週×52週」+「その他諸手当+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」
3、非常勤として紹介した職員が常勤職員(正社員)として甲に入社した場合、又は入社後 12 ヶ月以内に常勤職員に転換した場合は、常勤職員として前項の紹介料を算出するものとする。なお、甲は、支払済みの紹介料に不足額がある場合は、その不足額を乙に対して支払う。
4、乙が甲に対して見積書を提出し、甲の合意を得た場合は、これを優先する。
5、丙が入職日より6ヶ月未満の期間内に甲を自己都合により退職し、又は丙の責に基づく事由により解雇された場合、乙は甲に対し、紹介料のうち、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、甲が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は乙の負担とする)。また甲は、丙の退職から 1ヶ月以内に退職した旨を乙に伝えるものとし、丙の退職から1ヶ月を超えた後に乙が連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

勤続年数	返金する紹介料の割合
1ヶ月未満	100%
1ヶ月以上～3ヶ月未満	50%
3ヶ月以上～6ヶ月未満	10%

（直接交渉の禁止）

第三条 1、甲は、乙の書面による承諾なくして、丙との間で、丙の雇用について直接交渉をしないものとする。なお、甲が、乙を通じて丙に対して内定通知書を交付する前に、丙に対して直接連絡をとった場合は、本項への違反があったとみなすものとする。
2、甲は、乙が丙を紹介してから 1 年以内は、当該紹介に係る雇用の成否にかかわらず、乙の書面による承諾なくして、甲若しくはその関係会社又はそれらの関連施設において、丙を雇用しない。
3、甲は、乙を介さずに、乙の従業員又は元従業員に対して、金銭の授受を行う等の方法により、人材紹介その他の事項に関する直接的な交渉をしないものとする。

4、甲は、前各項のいずれかに違反した場合は、違約金として、仮にその丙が甲の下で12 ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額を、直ちに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第四条 1、甲及び乙は、本契約の遂行に際して得た情報(甲乙の会社情報及び乙が紹介した人材の個人情報(不採用の者も含む))を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならず、相互に守秘義務を負うものとする。

（債務不履行）

第五条 1、甲が紹介料(第一条第3項に基づくものを含む)又は違約金の支払を遅延した場合の遅延損害金は、年14.6%の割合によるものとする。
2、甲が本契約の内容の一つでも違反した場合は、甲は、本契約に基づくすべての紹介料について、何らの催告を要することなく当然に期限の利益を失い、その全額を直ちに乙に対して支払う。

（有効期間）

第六条 1、本契約の有効期間は、契約日から1年間とする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までにいずれか一方から文書による解約の通知がない限り本契約は自動的に1年間延長され、以降も同様とする。

（残存条項）

第七条 1、甲及び乙は、期間満了または解除によって本契約が終了した場合にも、第三条、第四条及び第九条の規定はなお効力を有するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第八条 甲及び乙はそれぞれ相手方に各号の事項を確約する。
1、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
3、反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。

（合意管轄）

第九条 1、甲及び乙は、本契約に関する紛争について、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（誠実協議）

第十条 1、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する疑義は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

以上、本契約成立の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保持する。

年	月	日
甲	乙	
	千葉県松戸市八ヶ崎7-33-1	
	宇田川ハイツ武番館 202	
	株式会社 リノキノ	
	代表取締役社長 赤沼 暢	
	有料職業紹介事業 12-ユ-300592	
印		印